

弥富市総合評価落札方式競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札を試行的に実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式による一般競争入札を試行的に実施する対象工事は、市長が決定する。

(落札者決定基準)

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する学識経験者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「県審査委員会」という。）において行うものとする。

4 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

5 落札者決定基準は、県審査委員会での意見を聴取した上で、弥富市入札参加資格審査委員会（以下「市審査委員会」という。）において決定するものとする。

(入札参加資格等の公告)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合には、政令第167条の6の規定により公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

(評価項目)

第5条 評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度地域貢献度から設定する。

2 各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、原則として以下の式で計算する除算方式の評価値をもって行うが、対象工事によっては加算方式による評価値をもって行うことができる。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(評価項目の審査)

第7条 提出資料に基づく評価項目は、財政課で審査を行い、その審査結果を市審査委員会に提出し、市審査委員会において決定する。

(落札者決定の方法)

第8条 次に掲げる要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。この場合において、第3条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときにも改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ学識経験者の意見を聽かなければならない。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、弥富市低入札価格調査実施要領第4条の規定による失格ではないこと。

(2) 入札参加資格を全て満たしていること。

2 第3条第3項の規定は、前項後段の場合について準用する。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(評価結果の公表)

第9条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値等を公表する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。